

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第7号

令和7年7月15日施行

牧田川漁業協同組合

牧田川漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、牧田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、にじます、うなぎ、うぐい及びおいかわをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動植物の採取に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

- 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣り、竿釣（餌釣・毛針釣、ルアー釣、友釣をいう。）投網、ていな、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。
- 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれをおこなってはならない。

漁具・漁法	区 域	規模・禁止期間
投網・ていな ・たも網		組合が定めて公表する期間 たも網の口径は40cm以下
リールを用いた あゆルアー、あ	組合が定めて公表 する区域	組合が定めて公表する期間

ゆ餌釣		
-----	--	--

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あまご	2月1日以降で組合が定めて公表する日から9月30日まで
にじます おいかわ うなぎ うぐい	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁取扱所にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
牧田川時発電所堰堤中心から上流20メートル、下流20メートルの区域 牧田川時発電所放水口中心から上流50メートル、下流50メートルの区域 牧田川小倉堰堤中心から上流20メートル、下流20メートルの区域 牧田川一之瀬堰堤中心から上流20メートル、下流20メートルの区域 牧田川岩崎堰堤中心から上流20メートル、下流20メートルの区域 牧田川時や馬橋上流に設置された三重用水取水施設の取水口から上流20メートル、下流20メートルの区域 牧田川支流東谷川、赤尾川合流点から上流の区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル
うぐい	10 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生生徒または肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一、女性のあゆ1年の遊漁料は二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣（友釣、あゆるアー、あゆ餌釣）・たも網	1日2000円、1年6000円
あまご、うなぎ、うぐい、にじます、おいかわ（以下「雑魚」という。）	手釣・竿釣・たも網	1日1000円、1年5000円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、雑魚	網・ていな 1張り	1年 12000円

2 遊漁料は、組合の掲示板又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所に置いて漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間

- (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項（１）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第９条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

- 第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納

付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。